

## 見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月26日(月) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 出席委員 11名  
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹  
4番 小林平仁 6番 三本友子 7番 齋藤義夫  
7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄  
10番 小杉義光 11番 櫻井政志
4. 欠席委員 1名 山田久栄
5. 議事日程  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について
6. 農業委員会事務局職員  
局長 北村保 次長 菊地民男 係長 菫澤亜紀子
7. 会議の概要  
(午後3時 開会)

議長 ただ今から、令和8年1月の農業委員会総会を開会いたします。  
(関谷会長) 本日、欠席委員は1名、山田委員より報告がありました。現在の出席委員は11名です。よって総会は、成立しております。  
出席されている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので積極的な発言をお願いします。  
はじめに会議録署名委員の指名でございますが、1番 齋藤高央委員、2番 渡邊和明委員の2名をお願いします。

議長 それでは報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

事務局 「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。  
(菊地次長) 1番、申請地目は田、面積合計426㎡です。転用事由は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置し

ており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局の報告が終わりました。質問等ありましたらお願いします。

(意見、質問なし)

質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

議長 それでは議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。

(菫澤係長)

1番、申請地目は田、面積は553㎡です。譲渡人も高齢で農地の整理を考えており、規模拡大を目指している譲受人と話がまとまったものです。また、譲渡人は他にも農地があり、後日、農林公社の売買事業で所有権移転の予定です。これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。1番について地区担当委員の平井推進委員より補足説明をお願いします。

平井委員 譲渡人は数年前までは農業をやっていましたが、85歳とご高齢で徐々に耕作が難しくなってきたり、一部を譲受人にもお願いしていました。今後を見据えて譲受人へ渡したいということで話がまとまりました。譲受人は地元でも規模拡大を目指している方で問題ありません。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(意見、質問なし)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について」説明いたし

(菊地次長) ます。

1番、申請地目は田、面積合計553㎡です。転用事由は、分家住宅建築の為、申請するものです。申請人は夫婦でアパート暮らしをしていましたが、昨年9月に子供が生まれ、これから先の将来を考えマイホーム建築の計画をし、土地をさがしていたところ、生まれ育った田井町に建築したい思いが強く、また、申請人名義の申請地が、実家からも近いこともあり、分家住宅として建築する話がまとまり今回申請するものです。立地基準は、10ha以上の規模の一団の農地区域に集落が接続されていることから第1種農地と判断されますが、集落内に農家住宅を建てる場合は例外許可に該当します。資料として位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、土地利用計画図の写し、土地改良区からの意見書、土地の選定理由、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。1番について地区担当委員の平井推進委員より補足説明をお願いします。

平井委員 ご主人が亡くなり農地を相続されたのが奥様になりますが、子供がマイホームを建てて戻ってきたいということで今回の申請になりました。事務局のとおり問題なく、地元農家組合の許可もありますので、よろしくをお願いします。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(意見、質問なし)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第2号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 次に「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。

(菰澤係長) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。

はじめに1～25ページは地域計画内の促進計画です。143筆、合計面積は229,164.99㎡です。

26～27 ページ、地域計画外の促進計画です。5 筆、合計面積は 2,699 m<sup>2</sup>です。  
28～35 ページまでは、現在、地域計画内の農地を契約中で、耕作者側が変更になる促進計画の移転になります。66 筆、合計面積は 164,158 m<sup>2</sup>です。  
36 ページは、現在、地域計画外の農地を契約中で、耕作者側が変更になる促進計画の移転になります。2 筆、合計面積 739 m<sup>2</sup>です。  
37 ページは、農地中間管理機構による農地売買等事業を利用した所有権移転の促進計画です。1 番、申請地は、新潟西町 398 番、地目は田、面積 5,099 m<sup>2</sup>です。譲受人は規模拡大を希望している農業者になります。  
これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。促進計画による所有権移転 1 番について、地区担当委員の櫻井委員より補足説明をお願いします。

櫻井委員 譲受人は 3 年前くらいから譲渡人に耕作をお願いしており、今後も耕作していくのは難しいということで、話がまとまりました。譲受人は規模拡大の農家さんで息子さんも一緒に農業をやって後継者もおり問題ありません。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。  
(質問、意見なし)  
質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第 3 号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)  
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 8 年 1 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 20 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

議事録調製者（係長） \_\_\_\_\_